

おばませんサポーターズクラブ規約

(名称)

第1条 この会の名称は、おばませんサポーターズクラブ（以下「クラブ」という。）とする。

(目的)

第2条 クラブは、おばませんサポーター（以下「サポーター」という。）がJR小浜線への愛着を深め、JR小浜線の利用や情報発信を行うことで小浜線の活性化を図るとともに、小浜線の利用促進に貢献することを目的とする。

(運営)

第3条 クラブの運営は、小浜線利用促進協議会が行う。

(サポーター)

第4条 サポーターとは、クラブの目的に賛同し、本規約を承認のうえ、所定の入会手続きにより登録された個人および団体・法人で、クラブが発行した会員証を保有する者をいう。

2 サポーターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 小浜線を積極的に利用すること
- (2) 小浜線の魅力を発信すること
- (3) 小浜線関連イベントに参加すること

(入会)

第5条 クラブへの入会は、クラブのウェブサイトから手続きを行うこととする。

2 サポーターは、入会にあたり、住所、氏名、年齢、電話番号およびLINE IDまたはメールアドレスを登録しなければならない。

(入会の承諾)

第6条 クラブは、前条の規定による入会手続きに不備がないと認めるときは、入会を承諾することとし、当該手続きを行った者に対し、会員証を発行する。

(サポーター資格の有効期間)

第7条 サポーター資格の有効期間は、会員証を受け取った日から令和5年12月31日までとする。

(更新)

第8条 クラブは、有効期間満了までに、サポーターに対し、次の会員更新手続きに係る連絡を行うものとし、サポーター資格の更新を希望する者は、指定期間中に所定の更新手続きを行わなければならない。

(入会金および会費)

第9条 クラブの入会金および会費は、無料とする。

(特典)

第10条 サポーターは、次に掲げる特典を受けることができるものとする。

- (1) LINEまたは電子メールにより配信される小浜線に関する情報の授与
- (2) クラブが主催する各種イベント等への参加
- (3) その他、会員特典として定めた事項の享受

(登録事項の変更)

第11条 サポーターは、入会手続き時に登録した情報に変更があった場合は、ウェブサイトから変更手続きを行わなければならない。

2 前項の処理が行われなかったために、前条の特典を受けることができない等の不利益が生じた場合、その責任はサポーターが負うものとする。

(サポーター資格の喪失)

第12条 サポーターが、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退会の手続をしたとき
- (2) サポーター資格が取り消されたとき
- (3) 指定された期間中に必要な更新手続を行わなかったとき

(サポーター資格の取り消し)

第13条 クラブは、サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、サポーター資格を取り消すことができる。

- (1) クラブの活動や運営を故意に妨害したとき
- (2) サポーターがこの規約に違反するなど、サポーターとして不適格であるとき
- (3) 入会手続時等に虚偽の事実を申告したとき

(規約の変更)

第14条 クラブは、必要と認めるときは、この規約の内容を変更することができる。この場合、サポーターにその旨周知するものとする。

附 則

この規約は、令和3年10月29日から施行する。